

氏名(本籍)	うしきゆきお 丑木幸男(群馬県)
学位の種類	博士(文学)
学位記番号	博乙第953号
学位授与年月日	平成6年3月25日
学位授与の要件	学位規則第5条第2項該当
審査研究科	歴史・人類学研究科
学位論文題目	石高制確立と在地構造 —上州沼田藩を事例として—
主査	筑波大学教授 文学博士 田中圭一
副査	筑波大学教授 文学博士 大濱徹也
副査	筑波大学教授 文学博士 宮田登
副査	筑波大学助教授 博士(文学) 山本隆志
副査	筑波大学助教授 農学博士 佐藤常雄

論 文 の 要 旨

本論文は、日本近世社会を構造的に規定する石高制について、上州沼田藩の事例にそくして、その実現過程を在地構造との関連において考察したものである。史料の蒐集・吟味・考察は、数カ村の事例ではなく、沼田藩全域において作業をしたものである。

本論文は序章、第1～第3章、終章で構成されるが、巻末には詳細な付表が77つけられている。序章では、従来の石高制研究史をたどりながら、貫高・永高制から多様な石高制展開を時系列的に論述しうる沼田藩を考察の対象としたことの必然性を説いている。

第1章「石高制の導入」は、戦国期以来沼田地方を領有してきた真田氏が、統一権力から石高制採用を強制されながら、その石高制が幕府との間を律するものとして実現されたにすぎないことを究明している。すなわち、幕府からの軍役賦課基準としての石高は天正19年に成立しており、真田氏から家臣への知行宛行も石高でなされていることを指摘し、石高制が展開していることを述べつつ、一方で家臣の石高は永高に換算されていることを豊富な事例で論証し、この時期の石高制が限定されたものであることを説いている。次に沼田藩の年貢賦課基準については、天正18年・文禄2年検地帳がいずれも貫文記載であることを実証して、百姓の年貢負担は石高基準に到っていないことを論じている。そして、沼田藩がこのように石高制を限定した範囲でしか受容しなかった根拠を、戦国末期から幕藩制成立過程における真田氏の政治的力量に求めている。

第2章「石高制の成立」は、沼田藩内における親幕派が実権を掌握するなかで、石高制原則が貫徹していく過程を考察したものである。真田信之死後の家督争いを契機に信州松代藩から自立した沼田

藩は、真田信利の代に家臣団整理と領内総検地が実施される過程を詳細に跡づけている。まず、新発見の8種の家臣分限帳を吟味・検討しつつ、家臣の知行高は石高記載であるが、地侍系の家臣が大幅に縮小され、家老・年寄・勘定奉行等の役職が設置される際に、岩松主殿などの旧名族を外部から採用することで、家臣団構成が再編成されていく過程を追求したものである。地侍系家臣の地方知行は藩の力により制約されていく過程をあとづけ、寛文2～4年の本田畑検地、同4・12年の漆改め、同12年の新田検地、延宝4年の林検地について検討される。その上で寛文検地帳と貞享検地帳の両方が残る12カ村について、両検地の相違を詳細に比較して、寛文検地について領内の高生産力地に合わせる方向で短期間で強引に実施されたものであり、表高3万石を上回って13万石余を記録したことを明らかにしている。このような改革は藩財政にも反映して、歳入増加と家臣給与の減少したことも指摘されている。

続いて、真田氏が改易された後に前橋藩の手で実行された沼田藩検地を検討し、この貞享検地によって表高と実際の石高との一致が図られたことが論述される。こうして沼田地方では、貞享検地により石高は安定的に定着するところとなるが、郷帳を素材とする村落の検討でもこのことは検証され、石高表示の近世的村落が体制的に確立されたと評価する。

第3章「石高制の確立と村落構造の変化」は、戦国的な在地・村落構造から、近世的村落構造への移行過程を考察する。戦国的な地侍層の同族結合は、寛永期でも村落の中心を占めていたが、多くの村落事例をもとに、寛永期になると分解し始め、小農民が自立する傾向にあることを論じている。貞享期の村落構造については、吾妻郡折田・同五反田村等の事例を検討することで、小農民自立が同族団からの分解・分立の形をとること、しかもこの分解も貞享期にはほぼ終わることが論述されている。石高制下の近世農村はこのように確立し、農民の負担は石高・銭高基準となり、村政も小農民自立に適した運営をされる方向になっていくことを考察している。

終章「石高制確立と在地構造の変化」は、沼田藩における石高制成立過程を段階的に総括しつつ、各章のまとめと石高制解体過程究明の必要性等の残された課題について略記している。

審 査 の 要 旨

本論文は、丑木氏の長年にわたる沼田藩研究を集成・総括したものであり、個別藩政における石高制受容の過程を克明に検証するとともに、在地・村落構造を究明し、新しい知見をもたらしたものと評価しうる。その第一は、実態論的究明の薄い石高制研究のなかにあって、沼田藩の領域において可能な限りの分限帳・検地帳を蒐集して、吟味・考察して、極めて詳細な石高制実施過程を再現したことにある。従来の研究はいくつかの村落の事例から直接的に論じる傾向にあったが、丑木氏の研究はこれを大きく越えている。第二に、沼田藩の石高制実現の問題を、政治過程をも視野におさめて追求しようとしたことにある。真田氏沼田藩は、戦国期以来存続したものとして関東では希有の例であるが、そこにおいてこそ追求できうる問題点の解明をめざし、真田氏の幕府に対する政治力、藩内における地侍層の動向を考察することに努めている。これは、今後の石高制研究に一つの問題を提起する

ものであろう。第三に、独自に蒐集した史料（分限帳・検地帳・郷帳など）の吟味・検討の手続きが着実であり、史料批判が十分になさされていて、史料をいきなり数表化する傾向にある研究に警鐘を鳴らしている。

しかし一方、次のような問題点も指摘しうる。石高制を問題にするのになぜ沼田藩を取り上げるのか、その政治的特徴は述べられているが、今一つはっきりしない点が残る。例えば、沼田地方における畑作優位、交通に携わる生業等の地方的個性が十分には考察されていないため、社会経済的特徴が鮮明にはなりきっていない。次に在地構造の検討が村落構造だけに限定されていて、村落有力者（土豪）の同族結合の実態が内部にふみこんだ形では展開されていないため、平面的叙述に流れたきらいが強い。このことは、検地帳を主材料にしたためのことと思われるが、今後は百姓の家別史料をもくみこんでの検討が特に要望される。

以上のような課題が残るとしても、本論文が石高制確立過程の究明に大きく寄与することは確かであり、その詳細な実施過程とその意味することとが学界に提示されたものとして、高く評価される。

よって、著者は博士（文学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。